

公布された規則のあらまし

◇静岡県土採取等規制条例施行規則の一部を改正する規則

1 改正の理由及び内容

- (1) 静岡県土採取等規制条例から埋土又は盛土をする行為に係る規定が削られることに伴い、必要な改正を行いました。（第2条、第6条、第8条、様式第1号、様式第5号関係）
- (2) 静岡県事務処理の特例に関する条例の改正により、市町が処理することとされている静岡県土採取等規制条例に関する事務が削除されることに伴い、必要な改正を行いました。（第10条、様式第6号関係）
- (3) その他必要な改正を行いました。

2 施行期日

この規則は、一部の改正を除いて、令和4年7月1日から施行することとしました。